

平成26年第4回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成26年6月13日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 4号 平成26年度定期監査報告（第1次）について
- 第 4 議案第35号 羽幌町手数料条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第36号 羽幌町污水处理施設共同整備事業前処理施設建設工事委託に関する協定の締結について

○追加日程

- 第 1 発議第 6号 議長の不信任決議について
- 第 6 議案第37号 財産の取得について
- 第 7 議案第38号 羽幌町過疎地域自立促進市町村計画（平成22年度～平成27年度）の変更について
- 第 8 議案第39号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 第 9 議案第40号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 第10 議案第41号 平成26年度羽幌町一般会計補正予算（第3号）
- 第11 推薦第 1号 羽幌町農業委員会委員の推薦について
- 第12 発議第 4号 議員の派遣について
- 第13 発議第 5号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査について
- 第14 意見案第1号 泊原発の段階的運転停止と再生可能エネルギーへの転換を求める意見書の提出について
- 第15 意見案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 第16 意見案第3号 道州制導入に断固反対する意見書の提出について

○出席議員（11名）

1番 森 淳 君	2番 金 木 直 文 君
3番 小 寺 光 一 君	4番 寺 沢 孝 毅 君
5番 船 本 秀 雄 君	6番 磯 野 直 君
7番 平 山 美知子 君	8番 橋 本 修 司 君

9番 駒井久晃君
11番 室田憲作君

10番 熊谷俊幸君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	舟 橋 泰 博 君
副 町 長	石 川 宏 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
教育委員会委員長	大 橋 鉄 夫 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
農業委員会会長	高 見 忠 芳 君
会 計 管 理 者	今 野 睦 子 君
総 務 課 長	井 上 顕 君
総務課長補佐	酒 井 峰 高 君
総 務 課 主 幹	丹 羽 浩 二 君
総務課総務係長	伊 藤 雅 紀 君
総務課職員係長	棟 方 富 輝 君
総務課企画室長	熊 谷 裕 治 君
総務課企画係長	熊 富 樫 潤 君
政策推進係主査	富 浦 義 之 君
財 務 課 長	三 浦 義 之 君
財務課財政係長	葛 西 健 二 君
財務課税務係長	更 科 信 輔 君
町 民 課 長	水 上 常 男 君
町 民 課 主 幹	豊 島 明 彦 君
町 民 課 主 幹	飯 作 昌 巳 君
町 民 課	西 田 孝 子 君
総合受付係長	杉 野 浩 君
町 民 課	
環境衛生係長	
福 祉 課 長	熊 木 良 美 君
福祉課長補佐	更 科 滋 子 君
福 祉 課	門 間 憲 一 君
社会福祉係長	
福祉課保健係長	村 上 達 君
福祉課保健係主査	清 水 雅 代 君
建設水道課長	安 宅 正 夫 君

建設水道課主幹
建設水道課主幹

笹 浪 満 君
三 上 敏 文 君

建設水道課	小笠原	聡	君
土木係主査	江良	貢	君
産業課長	鈴木	繁	君
産業課長補佐	渡辺	博樹	君
産業課主幹	佐々木	慎也	君
産業課農政係長	木村	康治	君
産業課			
観光振興係長	大平	良治	君
産業課			
商工労働係長			
天売支所長	木村	和美	君
焼尻支所長	高橋	伸	君
学校管理課長	春日井	征輝	君
学校管理課主幹	宮崎	寧大	君
学校管理課主幹			
兼学校給食	湊	正子	君
センター所長			
社会教育課長	杉沢	敏隆	君
兼公民館長	永原	裕己	君
社会教育課長補佐	大西	将樹	君
社会教育係長	今村	裕之	君
社会教育係長	井上	顕	君
農業委員会			
選挙管理委員会			
事務局			

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	藤岡	典行	君
総務係長	清水	聡志	君
書記	逢坂	信吾	君

◎開議の宣告

○議長（室田憲作君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（室田憲作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、

6番 磯野 直君 7番 平山 美知子 君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（室田憲作君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第4号

○議長（室田憲作君） 日程第3、報告第4号 平成26年度定期監査報告（第1次）についてを議題とします。

本案について代表監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、鈴木典生君。

○代表監査委員（鈴木典生君） ただいま議題となりました平成26年度定期監査報告（第1次）について、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり報告します。

1 ページをお開きください。定期監査報告書。

1、監査の実施期間及び対象機関でございますが、離島地区の機関を対象に5月27日、28日、2日間の日程で焼尻、天売両支所及び各学校の6機関を駒井監査委員とともに実施をいたしました。

2、監査の対象とした事項は、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、提出された関係書類、帳簿等に基づきその内容を確認するとともに、関係職員から聞き取りにより実施をしたところでございます。

3、監査の結果につきましては、財務に関する事務について各機関ともそれぞれ適正な執行に努められたものと認められました。

執行状況の主な内容について次のとおり報告いたします。2ページをお開き願います。

天売支所、焼尻支所における1、公金取り扱いの状況について申し上げます。両支所に納入のあった公金は、出納員において管理し、出納員名義の北るもい漁業協同組合普通貯金より羽幌町指定金融機関の会計管理者口座に振り込まれ、適正に処理されております。また、生活保護費は両支所とも速やかに支出されております。

(1)、天売支所のア、出納員扱いの差し引き保管額は5月28日現在23万5,324円となっております。保管状況の内容は、表の下段に記載のとおりであります。イの支所長取り扱いの北海道からの委任事務であります生活保護費の保管額はありません。

3ページをお開き願います。(2)、焼尻支所のア、出納員扱いの差し引き保管額は5月27日現在10万9,205円で、保管状況は表の下段に記載のとおりであります。イの支所長扱いの生活保護費につきましては、保管額はございません。

2、重度障がい肢体不自由者等交通費助成状況であります。事業の実施要綱に基づき、該当者は身体障害者手帳の交付を受けている方で障害程度1級、2級に該当する方々に年間24枚、それ以外の方々にはそれぞれ12枚ハイヤー乗車券を交付されているものであります。乗車券1枚につき基本料金相当額を助成するもので、両支所の交付状況は合計10人であります。内訳はごらんのとおりであります。

次に、4ページをお開き願います。3の天売、焼尻研修センターの利用者数、25年度の実績についてであります。両島研修センターの計は利用件数160件、利用延べ人員4,848人となっております。利用内容の主なものは、各団体の会合や町が主催する会議などであります。

4、通院者移送サービス業務委託状況及び利用者数であります。事業の実施要綱に基づき、おおむね65歳以上で身体、環境上等の理由により診療所への通院手段の確保が困難な方々の移送を業務委託により実施しているものであります。平成25年度の区分ごとの実績は表に記載のとおりであります。

次に、5、住民基本台帳登録状況、住民の異動状況をあらわしております。4月30日現在、天売地区、焼尻地区の世帯数及び人口を前年度と比較しますと、いずれも減少しておりますが、合計では世帯数で5世帯、人口で20人減少しております。

次に、5ページをお開き願います。小中学校、高等学校の5月1日現在における学級編制と児童・生徒数等の状況をあらわしたものでございますが、区分ごとの内容につきましてはごらんいただきまして、説明は省略させていただきます。なお、今年度焼尻中学校につきましては、生徒がいないことから休校となっております。

以上で定期監査第1次報告とさせていただきます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長(室田憲作君) これから監査報告の内容について、監査委員に対して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第4号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第4号 平成26年度定期監査報告(第1次)については原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第35号

○議長(室田憲作君) 日程第4、議案第35号 羽幌町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長、水上常男君。

○町民課長(水上常男君) ただいま上程されました議案第35号 羽幌町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容についてご説明申し上げます。

平成26年6月12日提出、羽幌町長。

提案理由であります。戸籍の電算化に伴い、磁気ディスクをもって調製された戸籍等に記録されている事項の全部、または一部を証明した書面にて交付することとなるため、改正しようとするものであります。

現在戸籍の謄本及び抄本の交付につきましては、紙の戸籍原本を複写して証明しておりますが、戸籍の電算化によりコンピューターの磁気ディスクに記録されているものを利用して証明することとなります。これに伴い、証明する書面の名称が戸籍謄本、抄本から戸籍の全部、または一部を証明する書面に変更となるものであります。また、除籍の謄本及び抄本の取り扱いについても同様となるものであります。なお、取り扱い手数料については変更ございません。

別表第1の改正になりますが、お手元に配付いたしました新旧対照表のとおり、1番の戸籍の謄本、または抄本の交付の部分と2番の除かれた戸籍の謄本、または抄本の交付の部分をそれぞれ改正しようとするものであります。

改正条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、平成26年6月30日から施行する。

以上、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(室田憲作君) これから議案第35号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号 羽幌町手数料条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号

○議長（室田憲作君） 日程第5、議案第36号 羽幌町污水处理施設共同整備事業前処理施設建設工事委託に関する協定の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設水道課長、安宅正夫君。

○建設水道課長（安宅正夫君） ただいま上程されました議案第36号 羽幌町污水处理施設共同整備事業前処理施設建設工事委託に関する協定の締結につきまして、提案理由と内容をご説明申し上げます。

建設工事委託に関する協定の締結をするため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして、次のとおり議会の議決を求めるものであります。

平成26年6月12日提出、羽幌町長。

契約の目的は、羽幌町污水处理施設共同整備事業前処理施設建設工事委託。

契約の方法は、随意契約。

契約の金額は、平成26年度、27年度の継続費で、消費税額5,392万5,925円を含む7億2,800万円であります。

契約の相手方は、東京都文京区湯島2丁目31番27号、日本下水道事業団代表者、理事長、谷戸善彦氏であります。

事業に至る経緯であります。下水道終末処理場羽幌浄化センターが平成14年10月に供用開始し、鋭意整備を行う一方、現し尿処理場は昭和55年度の供用開始から34年が経過し、施設の老朽化が著しく、今後下水道事業とし尿処理場双方を将来にわたって延命化を図っていくことは財政的に維持することが厳しく、污水处理全般の効率化を図るためには下水道終末処理場での処理一元化が効率的、経済的であることから、平成25年6月に国との協議を完了し、污水处理施設共同整備事業前処理施設の実施設設計を実施したところであります。今回污水处理施設建設工事委託につきましては、土木、建築、機械、電気等の多岐にわたる専門的かつ高度な専門性が必要とされ、町はそれらの分野に精通した専門技術職員の有資格者を確保し、従事させることが下水道法上必要となります。日本下水道事業団は適用除外団体として技術力、経験等の高い評価が法律上明確になっておりますこと、また地方公共団体の要請に基づき下水道に関する業務

を行うことが法律上規定され、地方公共団体を支援、代行する機関として唯一成立された地方共同法人であるため、町の利益を優先した業務の履行が期待できるものであります。本来地方公共団体が行う事務である発注業務から管理監督、完了検査、総合試運転、事後点検、会計検査受検対応の一連の事務全てを委託範囲としており、自治体の業務量を大幅に軽減できますことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約により日本下水道事業団と委託協定を締結するものであります。

提案の理由でございますが、工事請負契約を締結するに当たり予定価格が5,000万を超える契約でありますことから、地方自治法第96条第1項第5号並びに同法施行令121条の2第1項、同表第3表に基づくところの議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第36号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号 羽幌町汚水処理施設共同整備事業前処理施設建設工事委託に関する協定の締結については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時30分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎動議の提出

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） はい。

○2番（金木直文君） 本議案第37号の審議に当たって、関係する議員に対する除斥該当を議会に諮ることを求める動議を金木、小寺、船本、平山、駒井、5名の連名で動

議を提出いたします。

○議長（室田憲作君） ただいま議案第37号 財産の取得についての審議に関して森議員について地方自治法第117条の除斥規定に抵触するおそれがあるため、議長が議会において除斥の可否を諮るべきとの動議が提出されました。しかしながら、森議員については既に当該財産を所有する会社役員を退任しており、また株主が連帯保証人であることで同条の除斥には該当しないという見解を示し、議会運営委員会等で理解を求めたところであります。この問題については、関係機関や法律の専門家等の意見を参酌し、疑義なしとの結論に至っております。したがって、議会の運営に関する基準第27、審議不要の動議等法令に反する動議は、議長はこれを取り上げることができないという規定に従い、このたびの動議については取り上げることができませんので、ご了承願います。

○9番（駒井久晃君） ただいま取り上げられない旨の発言がありましたが、この件につきましては議会運営委員会での取り上げ、その中で疑義があるということで議員協議会にもかけられ、その結果最終的に議長の判断はただ単になしという結果を見ただけでございませぬ。私どもが訴えていることは、直前でやめて、それでいいのか、法令においてもそのことについては触れられておりませぬし、議会運営基準を参考にするならば、そういった場合の疑義がある場合は本議会で取り上げるべきとうたっております。我が町の議会は、歴代の議長が本議会で取り上げるという形をもって今までできておりますし、開かれた議会ということもうたってきているわけでございますから、町民があれだけ関心を持って、また今日もこれだけの傍聴人がいる中で、改めて取り上げてみるのが本当でないかと思ひます。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 先ほど私より説明したとおりであります。

駒井議員。

○9番（駒井久晃君） それでは、申し上げますが、きのうの発言の中でも連帯保証人について話が出ましたが、議長と副議長が立ち会い、間違いないということでございましたので、私はあえて証明する意味で本人の了承をとって議長名で関係金融機関に問い合わせるべきだと。その中で、ほかの人は一切関係ありませんと申し上げてあります。当該議員だけの問題で金融機関から返事をもらうべきだと申し上げたはずですが、金融機関で返事ができませんよということであれば、それを提出してくださいと申し上げたはずですが、そのことは、ほかの議員から信用できないのはかえっておかしいという発言もございましたが、私は信用するのであればあえて証明するのが本当だと思ひます。この除斥の問題は、例規集にもあるとおり、本人がPTAの予算でPTAの会員であるとか、ただ単に役員であるといった場合は対象になりませんが、利害関係ということを大変重視しております。本人以外の子供でさえも利害関係がある場合は、その親たる議員は除斥の対象となるわけですから、ましてやご本人が役員を務め、つい先日までやっ

ていたわけですから、これは私自身からすれば当然利害関係人であるし、そうでないというのであれば当然議会で扱わないというのは私は間違った選択だと思います。ですから、改めて金融機関に問い合わせるなり、そういう方法をとれない理由を議長から述べていただきたいと思います。

(何事か呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 暫時休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時38分

○議長(室田憲作君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほども述べましたように、地方自治法第117条の除斥規定に抵触するおそれがあるというようなことですが、関係法令、関係機関からの指導その他によりこれには該当しないと。しかも、連帯保証人等については、そのことについては論議するまでもなく117条の規定に抵触しないということから、この除斥の対象にはならないという考えでございます。

以上です。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○9番(駒井久晃君) 連帯保証人がならないとおっしゃいましたが、きのうの資料の中にはただ保証人と書いてあるだけで、保証人と連帯保証人ではその責任の重きは随分違います。ましてこの会社は、つい先日役員が総辞職という結果を見ております。これはどういうことかということ、その連帯保証人の責務は非常に大きいということです。金融機関はこの後どうすべきか、連帯保証人でないですか。それをもってここで法令違反だから取り扱わないというような話は、私は論理としておかしいと思います。いかがですか。

(何事か呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 傍聴席の方々、ご協力ください。

先ほど申しましたように議会の運営に関する基準第27、審議不要の動議等法令に反する動議は、議長はこれを取り上げることができないという規定に従って、このたび動議を否定したわけでございます。一つ一つその事件について回答はできません。

9番、駒井久晃君。

○9番(駒井久晃君) 一つ一つのことには回答できないとおっしゃいましたけれども、現実としてこの問題で今動議が提出されたわけで、その中の事実の一つとして申し上げて、その事実を反論しないで一つ一つ取り上げないというそんな話がどこにあるのですか。それを否定するのであれば否定するに足るものを書いていただかなければ、議会というのは何なのでしょう。

(何事か呼ぶ者あり)

○議長（室田憲作君） 先ほどから述べているとおりでございますが、議会運営委員会並びに議員全員協議会の中でもこのことについては意見交換を十分にされてきたと解しておりますので、ここでそれらのことについては論議をする必要がないという考え方に立って、また先ほどからも話しておりますように森議員の除斥については自治法の117条に抵触しないということで、このように考えておりますので、その一つ一つについてというのはこのやりとりの中で答えていくというようなことは行わないということです。

9番、駒井久晃君。

○9番（駒井久晃君） 一つ一つのことに取り合わないとおっしゃいますけれども、要するに疑義があるということで動議が提出されているわけですから。それで、議長側から出ている連帯保証人については関係ないのだという話が出ましたけれども、今申し上げた事実があるわけですから。新聞で報道されておりますから議長もご存じのことと思います。さすれば当然連帯保証人に累が及ぶわけですから。一般的な形の中で経営がされている場合は、その後急激な会社の方向性が変わるということはまず考えられません。しかしながら、当該の今回買おうとしている施設については、昨年9月以来町長がみずから発言されて、町有化を目指して、特別委員会でも話し合われました。その中で、発言として3月までもたないのだという話も出ていたわけですから、それは私は議会運営委員会の中でうわさの範疇かもしれないけれども、なるべく早く扱ったほうがいいのではないかと申し上げたところ、いやいや、そうでないのだと、3月までもたないのだと、うわさではないのだという発言のあった会社ですから、ここへきて全員が役員を辞任しているわけですから、その死に体となった会社を町が1億8,400万から少し下がったとはいえ買おうとしているわけですから、その審議のためには当然利害関係人があるかないかはっきりさせなければ私はいけないと思います。ですから、再三申し上げているとおり、私は利害関係人とはっきり申し上げているわけではありません。疑義が残る以上、証明されたという以上、その証明を金融機関にもって証明されるべきだ、それをこの会に提出すべきだと申し上げているのです。いかがですか。

○議長（室田憲作君） 1件1件についてお答えはちょっと不可能ですけども、ここで暫時休憩をいたします。取り扱いについて議会運営委員会を開催していただき、審議をしていただきたいと、このように思います。これから議会運営委員会終了まで休憩をいたしますので、それまでひとつお願いをいたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時02分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま動議のありました森議員の除斥の問題について議会運営委員会を開催し、協議をいたしましたので、船本委員長より報告をお願いします。

○議会運営委員会委員長（船本秀雄君） 議会運営委員会から報告をいたします。

ただいま動議の関係で疑義が生じたので、議会運営委員会を開催いたしまして慎重に審議をいたしました。その結果、議長の判断、議長に一任するという事で、議長の権限の判断に委ねることになりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長（室田憲作君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時03分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長報告がありましたとおり、議長の判断に委ねられましたので、申し上げます。議長の判断は、さきのとおりでありますので、この動議については取り上げることはできません。

議事を進行いたします。

◎動議の提出

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） ただいまの動議が取り上げられない以上、室田憲作議長に対する不信任決議案を提出いたします。同じく金木、小寺、船本、平山、駒井、5名の発議者連名によって提出いたします。

○議長（室田憲作君） ただいま金木直文君から議長の不信任案決議が提出されました。この動議は1人以上の賛成がありますので、成立いたしました。

お諮りします。本件を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

本件につきましては、私の一身上に関する事件であり、除斥規定に該当するため議長を交代し、副議長にお願いし、議事を進めていただきます。

議長交代のためここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 06 分

再開 午前 11 時 09 分

○副議長（熊谷俊幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎発議第 6 号

○副議長（熊谷俊幸君） お手元に配付しました日程表に従い、追加日程第 1、発議第 6 号 議長の不信任決議について議題とします。

ここで地方自治法 117 条の規定によって 11 番、室田憲作君の退場を求めます。

（議長 室田憲作君 退場）

○副議長（熊谷俊幸君） ただいまの出席議員は 10 名です。

提出者、金木君から提案理由の説明を求めます。

2 番、金木直文君。

○2 番（金木直文君） それでは、室田憲作議長に対する不信任決議案について提案をいたします。

発議者、羽幌町議会議員、金木直文。同じく、小寺光一、同じく、船本秀雄、同じく、平山美知子、同じく、駒井久晃。

不信任決議案については、別紙をつけて提出をしております。室田憲作議長に対する不信任決議案を議決されたく、会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出をいたします。

理由は、議案第 37 号 財産の取得についての案件審査において、基準第 6 2 項の規定に基づく除斥に該当するかどうか疑義があるため議会に諮って決することを求める動議が提出されたにもかかわらず、室田憲作議長はこの動議の成立を認めず、議会に諮ろうとしなかったためであります。

不信任決議案について朗読いたします。

室田憲作議長におかれては、本議会議員のうちでも最高齢議員であり、その豊かな人生経験からも、本 6 月定例会での中立性と尊厳性を保った議事運営を期待していたところであった。ところが、議案第 37 号「財産の取得について」の案件審査において、基準第 6 2 項の規定に基づく除斥に該当するかどうか疑義があるため、議会に諮って決することを求める動議が提出されたにもかかわらず、室田憲作議長はこの動議の成立を認めず、議会に諮ろうとしなかった。

改めて指摘するまでもなく、全国町村議会議長会編集の「議員必携」では、議長の立場については、あくまで中立的なものでなければならず、会議においては、不偏不党、公正さが求められているのであり、所定の手続きを経て提案された議案、動議等に対しては勝手な判断で握りつぶすことなどはできないものである。

よって、議会が住民の立場に立ち、住民の声に耳を傾け、正しい判断を下し、あくまでも民主的に議会を運営していくためにも、室田憲作議長には議長の職を辞するよう求

め、議長不信任を議決する。

平成26年6月13日、北海道羽幌町議会。

以上の不信任決議案を採決されたく、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（熊谷俊幸君） これから発議第6号について質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（熊谷俊幸君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論については、会議規則第52条により最初に反対者、次に賛成者を発言させることとなります。討論の回数は1人1回限りとなります。

まず、原案に反対の発言を許します。

6番、磯野直君。

○6番（磯野直君） 私は、今の不信任案に対しては反対をいたします。

先ほどから申し上げているとおり、議長は自治法と会議規則にのっとって進めている、またその中で議長の権限として発言をしている中で、それを不信任というのは私は承服いたしかねます。

以上です。

○副議長（熊谷俊幸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

5番、船本秀雄君。

○5番（船本秀雄君） 先ほど動議の出た段階で駒井議員から随分納得のできないお話がありました。これにつきましては、私は今回議運を開催し、議運の中で北海道議長会に照会していただくということをお願いし、回答をいただきました。その中でも議長会の顧問弁護士の意見も聞きながら回答がありましたけれども、あくまでもこれは参考であると。議長は随分決めつけた言い方をされましたけれども、判例、行政実例がない中で、これは裁判をやらなければわかりません。ですから、あくまでも参考事例と、参考としての意見でありますから、これは議長は公正な判断で取り扱い、そして62項の疑義がある場合には本会議で議会にかけてやるというのが正式な議会ルールであろうと私は思います。今回は、残念ながら私は議長は正式な判断でやれなかったなということから、この案件については賛成をいたします。

○副議長（熊谷俊幸君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

8番、橋本修司君。

○8番（橋本修司君） 議長も説明をしておりましたけれども、議長の宣告に対する異議は、法律、または会議規則に規定するもの以外は申し立てをできないという議会運営基準の28項にありますとおり、議長が議長の権限を行使するのは何らおかしくないかと判断しておりますので、反対をいたします。

○副議長（熊谷俊幸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 副議長(熊谷俊幸君) なければ、これで討論を終わります。
これから発議第6号 議長の不信任決議について採決をします。
この採決は、無記名投票で行います。
議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

- 副議長(熊谷俊幸君) ただいまの出席議員数は10名です。
次に、立会人を指名します。
会議規則第32条2項の規定により、立会人に1番、森淳君、4番、寺沢孝毅君を指名します。
投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

- 副議長(熊谷俊幸君) 念のため申し上げます。
本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。
投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 副議長(熊谷俊幸君) なしと認めます。
投票箱を点検します。

(投票箱点検)

- 副議長(熊谷俊幸君) 異状なしと認めます。
ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

(投票)

- 副議長(熊谷俊幸君) 投票漏れはありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

- 副議長(熊谷俊幸君) 投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。
開票を行います。
1番、森淳君、4番、寺沢孝毅君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

- 副議長(熊谷俊幸君) 投票の結果を発表します。
有効投票9票 無効投票なし
賛成5票
反対4票
投票の結果、以上のとおり賛成が多数です。
したがって、発議第6号 議長の不信任案決議については原案のとおり可決されまし

た。

11番、室田憲作君の除斥を解きます。

暫時休憩します。

(議場開鎖)

(議長 室田憲作君 入場)

休憩 午前11時26分

再開 午前11時27分

○議長(室田憲作君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま発議第6号 議長の不信任決議についてが可決されましたが、法的拘束力を持たないため私、室田が引き続き議長を務めます。私が議長を務めることに不服のある議員の退席については、議員個々の判断に委ねます。

暫時休憩します。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時28分

○議長(室田憲作君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、会議を開く要件を満たしております。

◎議案第37号

○議長(室田憲作君) 日程第6、議案第37号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案の理由の説明を求めます。

産業課長、江良貢君。

○産業課長(江良 貢君) ただいま上程されました議案第37号 財産の取得について、提案理由と内容をご説明申し上げます。

平成26年6月9日、仮契約を締結した株式会社ハートタウンはぼろ所有の建物の購入に係る財産の取得について地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

平成26年6月12日提出、羽幌町長。

1、取得目的は、中心市街地活性化のため。

2、取得する財産は、商業複合施設本体1棟と附属するプロパン庫1棟の合わせて2棟の建物でございます。なお、同時に取得する土地に関しましては、取得に関する議決要件が地方自治法第96条第1項8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得

又は処分に関する条例第3条の規定により1件5,000平方メートル以上のものに係るものであるとの面積基準を満たさないことから、建物についてのみ提案するものでございます。

建物本体の所在は、苫前郡羽幌町南3条2丁目3番地、4番地1、4番地2、5番地、7番地、9番地、10番地であります。建物本体の構造につきましては、鉄骨づくり陸屋根3階建て、1、2階が店舗部分、3階が事務所部分となっております。建物面積は、店舗部分における専有部分2,800.87平方メートルとエレベーターや職員用階段部分などの共有持ち分として204.69平方メートルとなっており、店舗部分の内訳は1階が1,424.13平方メートル、2階が1,376.74平方メートルであります。もう一棟の附属建物は、南4条2丁目11番地1に所在するコンクリートブロックづくりで、面積が24.96平方メートルのプロパン貯蔵庫であります。建物の詳細については、資料として地番図と配置図を添付しておりますので、ご確認願います。

取得価格は、1億3,723万1,000円であります。

4、取得の相手方、苫前郡羽幌町南3条2丁目3番地、株式会社ハートタウンはばろ代表取締役、石川士史。

提案の理由であります。不動産の取得価格が1,500万を超えるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年羽幌町条例第20号）第3条の規定により議会の議決に付すものであります。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第37号について質疑を行います。

3番、小寺光一君。

○3番（小寺光一君） 今回の案件の提出についての質問をしたいと思います。

当初特別委員会の説明でも会社自体が5月までもたないという話があって、早急に提出したいという話があったにもかかわらず、5月の臨時議会でも取り上げられず、今日の提出になったその経緯を説明ください。

○議長（室田憲作君） 副町長、石川宏君。

○副町長（石川 宏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

当初5月までもたないというような話いろいろあった中でということでしたが、会社のほうでいろいろ資金繰りをしながら今まできたのだというふうに思いますが、町のほうも5月の9日の日に特別委員会を開催させていただきまして、あと議会の議長ですとか町長ですとかいろんな日程を勘案した結果、なかなか5月中に開くことができなくなったということもあって、6月の定例会にさせていただいたということでございます。

○議長（室田憲作君） 3番、小寺光一君。

○3番（小寺光一君） あんなに町として急いでやらなければいけないと去年から言ってきたにもかかわらず、町長の都合というか、お忙しいのはわかりますけれども、それをこの時期に持ってくるというのは何らかの意図があるのではないかと思われても仕方

ないのではないかと思います。

先ほどの提案説明の中で仮契約が6月の9日に行われたということですが、先日ハートタウンの会社の総会の後にそれも行われているわけなのです。会社の役員が全て辞任して、登記上3人を残して、会社的には新しい年度の予算も事業計画も何も立たない経営者3名と仮契約を結ぶ自体いかかと思うのです。会社の役員があくまでも暫定的な役員であって、全ては次の新しい役員に委ねるというような話も伺っています。その中で、町は仮契約をして、その暫定的な役員が所有する建物を購入するという事について町としての見解を教えてくださいたいのですが。

○議長（室田憲作君） 副町長、石川宏君。

○副町長（石川 宏君） 今の総会后役員が全員やめられたわけではなくて3人ほど残っておりますけれども、会社としては通常のハートタウンはぼろという株式会社として残っておりまして、その後の株主総会の中でもその後の新体制についてはいろいろと今後の財産の取得もあるのですが、それ以降の中で体制を整えていきたいということでありまして、特にそういう状況だからというよりも普通の会社として存続しているところと契約したということでご理解願いたいというふうに思います。

○議長（室田憲作君） 9番、駒井久晃君。

○9番（駒井久晃君） 先ほど申しあげましたように、今小寺議員からも出ましたように役員が総辞職をしたという会社を買うというようなことは、法律に規定する以前の話だと思えますが、その辺町長どういうふうにお考えですか。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 財産取得ということで提案させていただいておりますが、この流れには今議員がおっしゃられるように会社を買うということではなく、財産取得をしながら羽幌町のこれからのまちづくりに利用させていただくということでの財産購入ということでございます。

○議長（室田憲作君） 9番、駒井久晃君。

○9番（駒井久晃君） 財産を買うということで、会社を買うわけでないとおっしゃいますが、その財産を所有している会社がもう既に死に体だということです、私が申し上げているのは。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 会社が死に体という判断ということよりも、やはり先般の株主総会での新しい体制、暫定的に残った役員、それからまた新たな活動ということで、会社の存続そのものが今現在成り立っているということですので、死に体という判断をなされているということでありまして、私どもとしてはまだ会社としては存続しているというふうに判断しています。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 先ほど小寺議員がただしていた時期的な問題も私は疑問に思っ

ております。6月4日の定時株主総会で役員全員が辞任したということで、この件で羽幌町がいつの時点で役員が辞任をするということになるということを知っていたのか。もしかしたら町と会社側と話し合っ、役員が総辞職した後に定例会の日程などを組んで、当然関係する議員の除斥関係もクリアをさせた上で行うというような段取り、打ち合わせなどがあったのではないかというのは普通考えて疑問に思うところです。いつこういった関係を知るに至ったのかお聞きしたいと思います。

○議長（室田憲作君） 副町長、石川宏君。

○副町長（石川 宏君） 株主総会が開かれるという案内は、1週間ぐらい前にうちも株主ですからありました。そして、4日の日が株主総会だったというふうに思っておりますけれども、その2日前、2日の日に会社のほうから我々のほうに役員の方が見えられて、今の決算状況、株主総会に当たっての説明する内容、いわゆる決算状況、または役員の辞任関係、それらが私どもにお話をされたということであります。それと、先ほど申しましたようにその部分のいろんな経過の中でのお話をしておりましたが、そういうことはございませんので、今そういういろんな事情の中で6月ということになったということをご理解願いたいというふうに思います。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） たまたまそういった流れの中で決まったというふうに説明をされても、非常に接近した日程でとんとんと進んでいたと。6月12日、13日の6月定例会が開催されるというように決まったのもちょうど微妙な日程だったろうと。そういった議会の動きも見て、ハートタウン、会社側でもいろいろと対策を練ってきたということであろうと私は判断をします。ただ、それをもって法的云々といいますが、私はそれ以上は何とも言えませんけれども、ただこういった問題を町側も町有化をする、会社側も町に買ってもらいたいという中では、当然そういった話は行われるのではないかと私を私は指摘をしておきたいとします。

結局3月議会で予算をつけました。1億8,600万ですか。そのうちの今回提案をされた部分は建物部分ですが、この3月につけた予算、土地の部分についての予算は現時点どうなっているのか、執行されているのかどうか、その辺を明らかにしてください。

○議長（室田憲作君） 産業課長、江良貢君。

○産業課長（江良 貢君） 土地の取得に関しましても、今回の議決された後に土地と建物を一括で不動産の売買契約を交わすということで予定をしております。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 一緒にこの後契約だということですが、これは担保物件になっているということも前から明らかになっていました。会社側が施設を建てるに当たって金融機関から借入れをして、その担保となっていたと。本来いろんな町の支出の規定などからすれば、担保、抵当になっているものは買えないというのが通常の判断であろうと。ですから、3月議会においては、そういうことも無視した議決であったと私は

と思いますが、今現在この担保関係についてはどうなっているのですか。

○議長（室田憲作君） 財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 現在担保については設定されております。町が財産を購入するという段階においては外れるということで手続を進めております。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） ということは、今日は、この議案が提出されている時点では担保物件となっているものを議決を求めるということになりますから、私はそれについても疑義を感じるどころであります。

もう一点、この施設を今度町有化をするということになりますと、いよいよ羽幌町も商業活動に乗り込んでいくと。普通やはり商業活動は、民間事業者がいろんな考えや営業方針や自由な営業活動を行うのが基本であろうと。そこに公の自治体が割って入っていくスタイル、格好になりますから、この点についてどう考えているのか。先日4月に開かれた住民説明会では、そんなことを町がしているのかという非常に業者の関係者の方の切実な当然と思えるような意見も出されました。そもそも10年ほど前にこの事業を立ち上げたときには、民間のTMOが運営をする、民間の主導で行うのだ、それで活性化をしていくのだという計画だったものをこの半年、1年の間に方針を変えて議決を求めるということは、商業活動への町の参加をやはり広く町民に問う、同じ商業者、商業活動をされている方々にもきちんと説明をし、納得、理解を求めていくということは原則中の原則であろうと私は思います。その点についていかがお考えなのでしょうか。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 確かに商業というか、やはりそういう意味では大変なことだと。自治体そのものがかわるといふこと、それも長い間といふことのあるのであれば大変なことだといふふうに思いますし、別の形を考えなければならないといふふうにも思っているところです。ただ、今我々が想定する流れとしては、今後一切ずっと永久的にとかといふことではなくして、やはりまちづくりという観点でのあの地域、あの建物、そしてあの仕事ということであります。そういったものを加味しながら、どういう運営体制をとっていくかということもこれからきちっとしていかなければならない、そしてその動きもやはり急ぎながら取り組んでいかなければならないといふふうに思っています。

○議長（室田憲作君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論については、会議規則第52条により最初に反対者、次に賛成者を発言させることとなります。討論の回数は1人1回限りとなります。

まず、原案に反対の者の発言を許します。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） この財産取得の議案に対しては反対を表明いたします。

本議案のもととなるハートタウン町有化の問題は、さきの3月定例会でも主張したように、この事業は民間で経営する事業として発足したものであって、立ち行かなくなったからといって公費投入による町有化への方向転換には町民の多くが疑問を感じており、広く町民の一致は見られていないと判断をします。商業活動は、それぞれ民間事業者の間で自由に営業活動を展開しながら、他の業者とは時には連携しながら、時には競争しながら事業を行うべきもので、そこへ町が進出して商業施設を所有し、運営していくことは、自由な商業活動を阻害することになると考えます。さらに、昨日の私の一般質問でただした町財政の状況は、これまでの懸命な取り組みによってある程度の基金等を備えてきてはいるものの、今後の予想される大型事業などを視野に入れた場合には慎重な財政支出に徹しなければならず、将来の大規模改修や運営見通しも不安な商業施設の町有化はすべきではなく、本施設の財産取得に反対をいたします。

○議長（室田憲作君） 次に、賛成者の発言を許します。

6番、磯野直君。

○6番（磯野 直君） この件に関しましては、常任委員会、その後全員参加する特別委員会において論議を十分し尽くしたというふうに感じています。その中で、3月定例会において議決をされましたことですので、予算案を議決した中であとは行政が粛々と買い取るということで、それでいいかと思えます。私は賛成いたします。

○議長（室田憲作君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

7番、平山美知子君。

○7番（平山美知子君） 私は、この件に関しまして反対を表明いたします。

まず、この件を進めるに当たりまして町側も町民の理解が一番大事だと言ってきております。その中で4月に町側が住民説明会を開いております。そこに参加されておりました住民の皆様は、本当に町有化に対する反対意見、いろんな意見が出ていました。本当に圧倒的に反対だと理解しております。これは、到底町民の理解を得ているということにはならないと思います。こういうことからやはり住民の人たちの声を無にするようなことは到底あってはならないと私は思っております。住民の人たちから選ばれた一人といたしましては、この件に関しましては反対といたします。

○議長（室田憲作君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番、橋本修司君。

○8番（橋本修司君） 中心市街地、または羽幌町のためにこの施設は、今までたくさん議論されましたけれども、まちづくりに対しては大変重要な建物だというふうに思いますので、賛成をいたします。

○議長（室田憲作君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 52 分

再開 午前 11 時 52 分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

原案に反対の方の発言を許します。

3 番、小寺光一君。

○3 番（小寺光一君） この案件について反対いたします。

町としては十分な説明責任を果たしていないこの段階で施設の買い取りということは、町民の意見を集約するという形では十分な合意が得られないと思います。また、3月の予算委員会以後の会社の取り組み方についても多くの疑問というか、住民が不思議に思うことが多々ありますので、そのような会社の所有する建物を購入するというは余りにも軽率なことだと私自身思います。よりもっと住民の意見を集約して、より合意に近づけるような取り組みをするためにも今の段階での購入に関しては反対せざるを得ないということで今回は反対します。

○議長（室田憲作君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） ほかに討論はありませんか。

9 番、駒井久晃君。

○9 番（駒井久晃君） 私は反対の意見を表明させていただきます。

そのことの一つは、先ほどありました疑義がある議員が出席していることと、もう一つは町側の将来に対する見通しが不安定であるからであります。

以上です。

○議長（室田憲作君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） ここでお諮りいたします。

昼食の時間が迫っておりますが、この議案 37 号は終了させたいと思いますので、それにご異議ありませんか。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 継続して審議を進めていきたいと思いますが、いかがですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

それでは、継続して進めます。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第 37 号 財産の取得についてを採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(室田憲作君) ただいまの出席議員数は11名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、森淳君、4番、寺沢孝毅君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(室田憲作君) 念のため申し上げます。

本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。なお、賛否を表明しない投票、賛否が明らかでない投票については、会議規則第84条の規定により否といたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 配付漏れはないと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(室田憲作君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

(投票)

○議長(室田憲作君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1番、森淳君、4番、寺沢孝毅君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(室田憲作君) 開票の結果を報告します。

投票総数10票

有効投票10票 無効投票なし

有効投票のうち

賛成5票

反対5票

投票の結果、以上のとおり賛成、反対が同数です。

(「議長、議事進行」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 3番、小寺光一君。

○3番(小寺光一君) 議長の議事進行についての要望があります。現在採決の結果が可否同数にあると議長が話されました。地方自治法第116条の規定により、可否同数の場合は議長が決することができるかとあります。その際必ずしも拘束されるものではありませんが、会議原則の一つである現状維持の原則を十分に勘案の上、決裁権を行使していただきたいと要望します。

現状維持の原則とは、議長もご存じとは思いますが、表決において賛否が同数となり、議長決裁が行われる場合には現状維持的に行使されるべきである原則であり、消極的に取り扱うものが通例とされております。否決しておくことで再度審議の機会を与えること、現状打破の責任を公平の立場にある議長が負うべきではないという考え方に基づいています。また、議長は、少数派を納得させるだけの努力と内容、また議会や住民が納得する説明が必要であると考えます。たとえ仮に納得させられなくても、納得させるための時間を十分かけ、会議の場を通じて町民に問題の所在とその主張の理由を解明して、議会としても合意形成を図るように議論を尽くす必要があると考えます。ぜひ現状維持の原則に基づき判断し、裁決の際には十分な説明と議長としてのご意見を伺いたいと思います。

○議長(室田憲作君) 暫時休憩します。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 0時07分

○議長(室田憲作君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの小寺議員の質問に答えますが、特に法的な拘束力を持っているわけではございませんので、議長としましては議長の責任において採決をしていきたいと、このように考えております。

3番、小寺光一君。

○3番(小寺光一君) 議長の裁決について言っているわけではなくて、この議会議長年培った議会原則というものを勘案の上、十分に議長として勘案をしてくださいということと、裁決の際には議長がしてはいけないということではなくて、十分に説明を加えて裁決してほしいという要望ですので、議長の権限を剥奪するかそういうような提案ではないので、その辺十分な説明をしていただきたいという要望なのですけれども。

○議長(室田憲作君) 了解しました。

それでは、議案第37号 財産の取得については、議長は可決と裁決します。その理由につきましては、やはり羽幌町のこれからのこと、これからの町の発展、住民の幸せ、そういったようなことを考えた上で、私は財産取得に賛成をしたいということでござい

ます。

したがって、議案第37号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。
議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(室田憲作君) 昼食のため暫時休憩します。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時00分

○議長(室田憲作君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第38号

○議長(室田憲作君) 日程第7、議案第38号 羽幌町過疎地域自立促進市町村計画(平成22年度～平成27年度)の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、井上顕君。

○総務課長(井上 顕君) ただいま上程されました議案第38号 羽幌町過疎地域自立促進市町村計画(平成22年度～平成27年度)の変更につきまして、その提案理由と内容のご説明を申し上げます。

羽幌町過疎地域自立促進市町村計画(平成22年度～平成27年度)を変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第6条第7項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成26年6月12日提出、羽幌町長。

提案理由であります。汚水処理施設整備事業を計画に追加しようとするものであります。

本件につきましては、平成26年4月1日に施行された過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律で、過疎対策事業債対象施設に一般廃棄物処理のための施設が追加されたことにより、汚水処理施設整備事業、ミックス事業に過疎対策事業債の活用が見込まれるための変更でありまして、先般5月22日付で北海道との事前協議が調いしましたので、ご提案申し上げるものであります。

それでは、次のページをごらん願います。この表は、羽幌町過疎地域自立促進市町村計画になります。平成22年度から平成27年度までの事業計画について、変更前と変更後をあらわしております。

変更内容は、区分4の生活環境の整備に、右欄の記載のとおり、事業名に(3)、廃棄物処理施設を、事業内容として汚水処理施設整備事業、し尿と下水道汚泥等を共同で処理を行うことで安定したし尿処理環境を確保するを追加するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第38号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号 羽幌町過疎地域自立促進市町村計画（平成22年度～平成27年度）の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第39号～議案第40号

○議長（室田憲作君） 日程第8、議案第39号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、日程第9、議案第40号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、以上2件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、井上顕君。

○総務課長（井上 顕君） それでは、ただいま上程されました議案第39号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての提案理由とその内容につきましてご説明を申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

平成26年6月12日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、この組合は本町も加入しております町村議会議員に対する公務災害補償の事務を行っている組合であります。今般当該組合から北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更について協議がありましたので、議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容につきましては、当該組合の構成団体であります上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合から解散脱退の届け出が、また新たに道央廃棄物処理組合からは加入申請があり、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約にあります別表第1の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正条文を朗読いたします。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「上川中部消防組合」及び「伊達・壮瞥学校給食組合」を削り、「道央廃棄物処理組合」を加える。

附則、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

続きまして、上程されました議案第40号 北海道市町村総合事務組合同規約の変更についての提案理由とその内容につきましてご説明を申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更する。

平成26年6月12日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、この組合は本町も加入しております非常勤職員等に対する公務災害補償等の事務を行っている組合であります。今般当該組合から北海道市町村総合事務組合同規約の一部変更について協議がありましたので、議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容につきましては、当該組合に新たに加入する団体として道央廃棄物処理組合が、また消防団の設置に伴う共同処理団体として鷹栖町及び上川町が加入、一方組合から脱退する団体として上川中部消防組合、赤平市及び伊達・壮瞥学校給食組合からそれぞれ申請がありましたことから、北海道市町村総合事務組合同規約にあります別表第1及び別表第2の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正条文を朗読いたします。

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合同規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1石狩振興局（15）の項中「（15）」を「（16）」に改め、「北海道後期高齢者医療広域連合」の次に「、道央廃棄物処理組合」を加え、同表空知総合振興局（35）の項中「（35）」を「（34）」に改め、「赤平市、」を削り、同表上川総合振興局（31）の項中「（31）」を「（30）」に改め、「、上川中部消防組合」を削り、同表胆振総合振興局（13）の項中「（13）」を「（12）」に改め、「、伊達・壮瞥学校給食組合」を削る。

別表第2の1から7の項中「、赤平市」を削り、「長万部町」の次に「、鷹栖町、上川町」を加え、「、上川中部消防組合」を削り、同表9の項中「北海道後期高齢者医療広域連合」の次に「、道央廃棄物処理組合」を加え、「、上川中部消防組合」及び「、

伊達・壮瞥学校給食組合」を削る。

附則、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第39号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号 北海道町村会議員公務災害補償等組合格約の変更については原案のとおり可決されました。

これから議案第40号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号 北海道市町村総合事務組合格約の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第41号

○議長（室田憲作君） 日程第10、議案第41号 平成26年度羽幌町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） ただいま提案となりました平成26年度一般会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3,588万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ62億6,957万2,000円とするものであります。

補正をいたします主な内容を申し上げます。歳出で、6款農林水産業費、畜産業費において牧場管理機具購入費504万8,000円の補正は、焼尻めん羊牧場で使用している牧草ロールや綿羊の運搬用ファームダンプ4トンの中古車による更新で、昭和59年式で老朽化が激しく、故障により走行困難となったことから更新するものでございます。財源につきましては、一般財源として繰越金を充てております。

同じく農地費において北海道農地・水保全管理対策協議会負担金230万2,000円の補正は、農業の多面的機能の維持、発揮のための地域活動や営農活動に支援する日本型直接支払い制度の創設により、農業者による農地への基礎的保全活動など支援対象事業が拡大され、その増加分を補正するもので、財源につきましては国2分の1、道4分の1、町4分の1となっており、町の当初予算額492万1,000円に230万2,000円を増額するものでございます。

次に、7款商工費、商工振興費において2,498万8,000円の補正は、商業複合施設ハートタウンはぼろの購入に伴う施設の維持管理費で、財源につきましては歳入の16款、建物貸付収入1,543万2,000円と20款、雑入でテナント負担分の燃料費及び光熱水費1,178万9,000円を見込み、余剰金を歳出の2款総務費、企画費のまちづくり事業基金に積み立てるもので、223万3,000円を計上しております。

以上、今回補正をいたします予算の主な内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（室田憲作君） 次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 続きまして、私から一般会計の内容をご説明いたします。

一般会計9ページをお開き願います。歳出でございますが、2款総務費、企画費においてIP告知システム保守等委託料38万4,000円の補正は、離島におけるNTT提供の通信サービスBフレッツの新規申し込みに対応する引き込み支線の収納ボックス新設と電柱立てかえにより生じる光ファイバー移設費用でございます。財源につきましては、一般財源として前年度繰越金を充てております。

11ページをお開き願います。商業複合施設ハートタウンはぼろの維持管理経費2,498万8,000円の説明をいたします。管理人報酬として121万5,000円、旅費として5万円、需用費として消耗品費や燃料費等で1,669万円、通信運搬費等で51万8,000円、施設の除雪委託料や設備管理業務委託料などの委託料513万7,000円、電子複写機使用料や土地借り上げ料で137万8,000円でございます。

次に、10款教育費、教育振興費において14万3,000円の補正は、焼尻小学校

で実施する土曜授業の経費でございます。現在国において土曜授業推進事業が実施されており、この一環として指定を受け実施するもので、年間10回土曜日に授業を実施します。経費は、講師謝礼金3万円、旅費2万6,000円、消耗品費8万6,000円、通信運搬費1,000円を見込んでおり、財源につきましては全額委託費で賄います。

同じく学校管理費において施設設備改修業務委託料78万7,000円の補正は、羽幌中学校の特別支援学級の生徒が増加し、その生徒に対する支援、対応として衛生設備の充実を図るもので、校舎内にシャワーコーナーを設けるものでございます。財源につきましては、一般財源として前年度繰越金を充てております。

3ページに戻っていただきたいと思えます。第2表、債務負担行為補正でございます。焼尻めん羊牧場指定管理料として、平成27年度から30年度までの限度額として5,700万円を補正するものでございます。

以上で補正の内容について説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） お諮りします。

審議の方法については、一般会計歳入歳出予算並びに債務負担行為一括して質疑を行い、討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第41号 平成26年度羽幌町一般会計補正予算（第3号）について歳入歳出予算並びに債務負担行為一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論については、会議規則第52条により最初に反対者、次に賛成者を発言させることとなります。討論の回数は1人1回限りとなります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 今回のこの補正予算案について反対を表明いたします。

理由は、午前中のハートタウン関連の財産取得にかかわって、賛成、反対の討論の末、可決を見た案件ではありますけれども、その後のこの関連の維持管理費が計上されたからといって、午前中の反対を表明した以上私はこの補正予算の中にハートタウン関連がのせられていることについてはやはり賛成をしかねるという立場で反対をいたします。反対の理由は、午前中も言いました。まだまだこの件については広い一致点が見られていないということをもって、これ以上は詳しく意見は申し上げませんが、反対を表明いたします。

○議長（室田憲作君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第41号 平成26年度羽幌町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時20分

再開 午後 1時21分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

採決方法について起立採決との声がありますので、起立採決の方法をとって行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時24分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第41号を採決します。

本案について賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（室田憲作君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時26分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩を1時35分までとしたいと思います。

休憩 午後 1時27分

再開 午後 1時31分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
起立採決の結果、可否同数でありますので、投票による採決を再度行います。
これから議案第41号 平成26年度羽幌町一般会計補正予算（第3号）を採決しま
す。
この採決は、無記名投票で行います。
議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（室田憲作君） ただいまの出席議員数は11名です。
次に、立会人を指名します。
会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、森淳君、4番、寺沢孝毅君
を指名します。
投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（室田憲作君） 念のため申し上げます。
本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。なお、賛否を表明しない
投票、賛否が明らかでない投票については、会議規則第84条の規定により否とみなし
ます。
投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（室田憲作君） 異状なしと認めます。
ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番
に投票願います。

（投 票）

○議長（室田憲作君） 投票漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。
開票を行います。

1番、森淳君、4番、寺沢孝毅君、開票の立ち会いをお願いします。

（開 票）

○議長（室田憲作君） 記載にちょっと誤りがありますので、今確認をしておりますの
で、暫時休憩します。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 1時53分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの投票の結果、賛否の明らかでない投票がございました。私のほうで先ほど賛成の方は賛成、反対の方は反対と明記してくださいというふうをお願いをいたしたところですが、バツで表記されてきております。これについて今どのように取り計らうかを立会人とも話し合いしたところでありますけれども、投票による表決において賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなすと定められていることから、一般的には否とみなされるが、議長は投票の効力に疑義があれば立会人の意見を聞いて決定することができるという1項がございまして、先ほど立会人にお聞きしましたら、このバツの取り扱いが反対としてみなしてよいのではないかとということでございまして、そのような取り扱いをさせていただきます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、開票の結果を報告します。

投票総数 10票

有効投票 10票 無効投票なし

有効投票のうち

賛成 5票

反対 5票

投票の結果、以上のとおり賛成、反対が同数です。

したがって、地方自治法116条第1項の規定によって、議長が本案に対して裁決します。

議案第41号 平成26年度羽幌町一般会計補正予算（第3号）については、議長は可決と裁決します。

したがって、本案は可決することに決定しました。

議場の出入りを開きます。

（議場開鎖）

◎推薦第1号

○議長（室田憲作君） 日程第11、推薦第1号 羽幌町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

恐れ入りますが、お手元にごございます推薦委員の氏名等については空欄となっておりますので、ご記入していただきたくお願いいたします。

住所、羽幌町北4条2丁目5番地の1、氏名、濱野孝、生年月日、昭和31年2月2

0日生まれ。

農業委員の推薦については、農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定に基づき現委員が平成26年7月19日をもって任期満了になるため、新委員を推薦するものであります。

経歴を紹介します。昭和49年、羽幌町役場採用、建設水道課主幹、町民課長補佐、社会教育課長を務め、平成23年3月、依願退職されております。長年の行政経験を農業の発展及び農業経営の合理化にご尽力いただきたく、推薦するものであります。

以上、推薦第1号については原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、推薦第1号 羽幌町農業委員会委員の推薦については原案のとおり推薦することに決定しました。

◎発議第4号

○議長(室田憲作君) 日程第12、発議第4号 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本町の懸案事項の要望、促進を図るため及び議員の研修並びに各委員会の調査研究のため、本日より次期定例会までの間、本議会は必要と認められる事案について道内外の関係機関に議員を派遣したいと思っております。なお、派遣する議員については、案件を勘案の上、その都度議長において指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号 議員の派遣については原案のとおり決定されました。

◎発議第5号

○議長(室田憲作君) 日程第13、発議第5号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会における閉会中の所管事項調査について、それぞれの委員長から会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。それぞれの委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査については原案のとおり決定されました。

◎意見案第1号

○議長（室田憲作君） 日程第14、意見案第1号 泊原発の段階的運転停止と再生可能エネルギーへの転換を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） 意見案第1号 泊原発の段階的運転停止と再生可能エネルギーへの転換を求める意見書の提出について。

このことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により意見書を提出します。
平成26年6月12日提出。

提出者、羽幌町議会議員、寺沢孝毅。賛成者、羽幌町議会議員、船本秀雄、同じく、熊谷俊幸。

泊原発の段階的運転停止と再生可能エネルギーへの転換を求める意見書（案）

我が国の災害史上、未曾有の災害となった東日本大震災から3年が経過しているが、未だ被災地の現状は完全復旧の見通しが立たない状況である。

とりわけ、福島原発事故による放射能汚染の影響は計り知れないものがあり、今なお多くの住民が過酷な避難生活を余儀なくされている。汚染地域の除染作業も遅れており、被災地に留まる住民にも大きな不安を与えている。

こうした深刻な事態を考慮するとき、原発の再稼働については厳格な基準と慎重な判断が求められる。また原発の再稼働には知事の同意が必要とされているが、北海道が泊原発の再稼働に同意するためには、30キロ圏を超える広範囲に及ぶ自治体住民の理解と合意を求める等の配慮が必要であると考えます。

また、稼働中の原子炉についても、災害時のリスクや放射性廃棄物の貯蔵・処分問題を考慮するとき、段階的運転停止を検討する必要があると思われる。

福島原発の事故以降、国の内外において脱原発の潮流と自然エネルギー見直しの機運が高まっている。北海道は風力、波力、地熱、太陽光等の自然エネルギーに恵まれ、こうした資源を活かした発電には適地とされている。今こそ再生可能な自然エネルギーの有効活用を図るべきと考えます。

現在、道内の風力発電等による本州への電力供給を推進するため、道北の日本海沿岸を含む道内数ヶ所において、送電網整備計画が官民一体となって進められているが、計画の早期実現を図ることで、道北地域が重要な電力供給基地として見直される契機にもなると思われる。

また、幌延町の深地層研究センターでは原子力研究開発機構が高レベル廃棄物処分のための地層研究を続けているが、同機構、北海道、幌延町との3者の間では同町に核廃棄物を持ち込まない等の内容の協定が結ばれている。これらのことを踏まえ、国及び北海道においては、以下の措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 泊原発の再稼働については、基準を明確にした上で広範囲に及ぶ自治体住民の理解と合意を求めること。また、合意が困難と判断する場合は同意しないこと。
- 2 再生可能な自然エネルギーへの積極的な転換を図り、原発の段階的運転停止を検討するよう関係機関や電力会社に求めること。
- 3 道内における送電網整備計画の早期実現を図ることで、道北地域が重要な電力供給基地としての役割を担うことができるよう関係機関に働きかけること。
- 4 幌延深地層研究センターにおける研究内容は、いかなる事由があっても3者協定を厳守するよう当事者間の合意徹底を促すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月12日、北海道羽幌町議会議長、室田憲作。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣、復興大臣、北海道知事。

○議長（室田憲作君） 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することとします。

これから意見案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、意見案第1号 泊原発の段階的運転停止と再生可能エネルギーへの転換を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

議長名をもって、それぞれの関係機関に要請することといたします。

◎意見案第2号

○議長（室田憲作君） 日程第15、意見案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

5番、船本秀雄君。

○5番（船本秀雄君） 意見案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

このことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月12日提出。

提出者、羽幌町議会議員、船本秀雄。賛成者、羽幌町議会議員、橋本修司、同じく、小寺光一。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付

税及び一般財源総額を確保する必要があります。

また、経済財政諮問会議などで法人実効税率の見直しや償却資産に係る固定資産税の減免などが議論されていますが、公共サービスの質の確保をはかるためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要です。

地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方について決定する必要があります。

公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2015年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大にむけて、政府に次の通り以下の対策を求めます。

記

- 1 地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決めるのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。
- 2 社会保障分野の人材確保と処遇改善、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大をはかること。
- 3 復興交付金については、国の関与の縮小をはかり、採択要件を緩和し、被災自治体により復興事業により柔軟に活用できるよう早急に改善すること。また、被災地の復興状況を踏まえ、集中復興期間が終了する2016年度以降においても、復興交付金、震災復興特別交付税を継続して確保すること。
- 4 法人実効税率の見直しについては、課税ベースの拡大などを通じ、地方税財源の確保をはかった上で、地方財政に影響を与えることのないようにすること。また、法人事業税については、安定的な税収確保や地域偏在性の縮小をめざす観点から、現行の外形標準課税の充実をはかること。
- 5 償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。
- 6 地方交付税の別枠加算・歳出特別枠については、地方自治体の重要な財源となっていることから現行水準を確保すること。また、増大する地方自治体の財政需要に対応し、臨時的な財源から、社会保障や環境対策などの経常的な経費に対応する財源へと位置付けを改めること。
- 7 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、引き続き対策を講じること。
- 8 人件費削減など行革指標に基づく地方交付税の算定は、交付税算定を通じた国の政策誘導であり、地方自治、地方分権の理念に反するものであることから、このような

算定を改めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年6月12日、北海道羽幌町議会議長、室田憲作。

意見書提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、経済産業大臣。

以上でございます。

○議長（室田憲作君） 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することにします。

これから意見案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、意見案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

議長名をもって、それぞれの関係機関に要請することといたします。

◎意見案第3号

○議長（室田憲作君） 日程第16、意見案第3号 道州制導入に断固反対する意見書の提出についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

8番、橋本修司君。

○8番（橋本修司君） 意見案第3号 道州制導入に断固反対する意見書の提出について。

このことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月12日提出。

提出者、羽幌町議会議員、橋本修司。賛成者、羽幌町議会議員、熊谷俊幸、同じく、小寺光一。

道州制導入に断固反対する意見書（案）

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、昨年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基

本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々羽幌町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月12日、北海道羽幌町議会議長、室田憲作。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣法第9条の第1順位指定大臣（副総理）、内閣官房長官、総務大臣、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、道州制担当。

以上であります。

○議長（室田憲作君） 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論を省略することとします。

これから意見案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、意見案第3号 道州制導入に断固反対する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

議長名をもって、それぞれの関係機関に要請することといたします。

◎閉会の宣告

○議長（室田憲作君） これで本日の日程は全部終了しました。

したがって、平成26年第4回羽幌町議会定例会を閉会します。

（午後 2時18分）